

富山県とのパートナーシップ宣誓制度の連携協定の締結について

この度、富山県との間で、下記のとおり、パートナーシップ宣誓制度の連携に関する協定を締結しましたので、お知らせします。

本県では、昨年8月に都道府県間では全国初となる連携協定を佐賀県と締結しており、今回の富山県との連携協定は7自治体目（5県2市）となります。

今後とも、意欲的な全国の自治体との連携を進めてまいります。

記

- 1 協定の締結日 令和5年9月1日（金）
- 2 締結自治体 茨城県、富山県
- 3 協定の目的等 パートナーシップ宣誓制度の利用者が転居した際の宣誓に関する手続を簡素化するもの

[手続簡素化の概要]

- ・ 協定締結自治体間の転居の際は、再度の宣誓が不要。
- ・ 転入先の自治体に宣誓の継続を申告することで、現に婚姻していないことを証明する書類（独身証明書等）の提出が不要で、転入先の県の受領証が交付される（郵送での申告も可能）。
- ・ 転出元の自治体への受領証の返還手続が不要。

4 その他（これまでの経緯）

- 令和元年7月に都道府県では全国初となる「いばらきパートナーシップ宣誓制度（※）」を導入。

[（※）婚姻制度とは異なり、一方又は双方が性的マイノリティであり、パートナーシップの関係にある2人が、そろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度]

- パートナーシップ宣誓制度では、宣誓した自治体から受領証等が交付され、公営住宅の入居や公立病院での手術同意等の際に利用できるが、導入自治体内のみで適用される制度であり、制度利用者が他の自治体に転居した場合、転入先の県で改めて宣誓をする必要があるため、第三者によるアウティングを誘発するおそれなどがある。
- このため、大井川知事が、昨年7月の全国知事会で制度の自治体間連携を提案し、制度導入済の都府県知事に対し直接働きかけを行った。

【参考】

茨城県におけるパートナーシップ宣誓制度の連携協定の締結状況

- 佐賀県と都道府県間では全国初の連携協定を締結 [R4. 8. 18]
- 岡山県笠岡市・鹿児島県指宿市と連携協定を締結 [R4. 11. 25]
- 栃木県・群馬県と北関東3県における連携協定を締結 [R4. 12. 20]
- 三重県と連携協定を締結 [R5. 1. 31]
- **富山県と連携協定を締結 [R5. 9. 1]**

連携協定締結県の状況

県名 (導入日)	茨城県 (R1. 7. 1)	佐賀県 (R3. 8. 27)	栃木県 (R4. 9. 1)	群馬県 (R2. 12. 21)	三重県 (R3. 9. 1)	富山県 (R5. 3. 1)
本県との 連携協定締結日	-	R4. 8. 18	R4. 12. 20		R5. 1. 31	R5. 9. 1
宣誓組数	103 組	16 組	12 組	47 組	54 組	39 組
人口 (万人)	282. 8	79. 5	189. 7	190. 2	173. 0	100. 8
世帯数(万世帯)	122. 2	31. 9	81. 5	82. 2	75. 3	40. 9
面積 (km ²)	6, 097. 54	2, 440. 67	6, 408. 09	6, 362. 28	5, 774. 48	4, 247. 58